

第 2 号

令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 <b>616,000</b>
	1 港 湾 費	616,000
合 計		<b>616,000</b>

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和 2 年度	千円 62,481